**様式第１号**

申込日：令和　　年　　月　　日

**災害救助法の住宅の応急修理申込書**

八代市長宛て

　住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

　なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】　八代市

【現在の住所】

【現在の連絡先（ＴＥＬ）】

（自宅・携帯・勤務先・その他）

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成　　年　　月　　日生（　　歳）

【氏　　名】

**１　被災日時**　　令和７年８月　　日

**２　災害名　　（令和７年８月６日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害）**

**３　住宅の被害の程度**

　全　壊、　大規模半壊、　中規模半壊、　半　壊、　準半壊

○八代市が発行する「り災証明書」に基づき、被害の程度に“○”を付けてください。

○中規模半壊以下の場合は、「資力に係る申出書」（様式第２号）も併せて提出してください。

**４　被害を受けた住宅の部位**（※該当箇所に○をつけてください。）

**・**　屋根　　　　　**・**　サッシ

**・**　柱　　　　　　**・**　上下水道の配管

受付欄

八代市にて受付日・受付番号を記載

**・**　床　　　　　　**・**　ガスの配管

**・**　外壁　　　　　**・**　給排気設備の配管

**・**　基礎　　　　　**・**　電気・電話線・テレビ線の配線

**・**　梁　　　　　　**・**　トイレ

**・**　ドア　　 　**・**　浴室

**・**　窓　　　　　　**・**　その他（　　　　　　　　　　　）

**住宅の被害状況に関する申出書**

　（住宅の応急修理に関する参考資料）

令和　　年　　月　　日

八代市長宛て

住所

氏名

※災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、**自らの資力で**修理を行うことができず、当面の日常生活に**最低限必要な場所を確保できない方**に対して、**必要最小限の修理**を行うものです。

**１　応急修理対象箇所について**

　　修理を希望する箇所は以下の部分です。

　　※この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です

修理対象箇所

**２　床について　１**の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

　（※床の構造は、床組（床の骨組み）＋床の下地板＋表面の仕上材からなっています。）

□ 床組または下地板が壊れている。

□ 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。

□ 仕上材のみの不具合　→　制度の対象外です。

**３　壁について　１**の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| （※壁の構造は、 | ①　柱・はり＋下地材＋表面材（壁紙など） |
|  | ②　柱・はり＋仕上板（プリント合板・板など） |
|  | ③　柱・はり＋竹組下地＋塗仕上げ　からなっています。） |

□ 柱・はり　または下地板が壊れている。

□ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。

□ 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障ある。

□ 壁紙がはがれているのみ　→　制度の対象外です。

**４　屋根について　１**の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

　（※屋根の構造は、小屋組＋屋根の下地材＋表面の仕上材からなっています。）

□ 屋根の下地材　が壊れている。

□ 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、１室以上を使用できない。

□ 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微　→　制度の対象外です。